

三豊市農業委員会 4 月定例総会議事録

令和6年4月22日午後1時30分より、三豊市農業委員会4月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 31名(農業委員24名、農地利用最適化推進委員7名)

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1番	堀江 博	○	2番	岡根 譲	○	3番	石井 徳和	○
4番	笠原 孝弘	○	5番	奈尾 正敏	○	6番	近藤 和雄	○
7番	香川 政雄	○	8番	秋山 正伸	○	9番	大橋 正幸	○
10番	糸川 正	○	11番	三宅 幸一	○	12番	前谷 晃年	○
13番	丸岡 祐二	○	14番	安藤 弘	○	15番	長堀 和行	○
16番	藤川 剛	○	17番	菅 充司	○	18番	石原 剛	○
19番	組橋 進	○	20番	河田 進	○	21番	岡崎 和朗	○
22番	宮崎 和代	○	23番	吉田 由紀	○	24番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

14番	梅本 健一郎	○	18番	石井 宏昭	○	28番	石川 孝之	○
37番	芳地 勲	○	43番	池北 哲	○	55番	吉久 彰人	○
56番	柴坂 松良	ー	63番	藤田 仁志	○			

2. 署名委員

11番 三宅 幸一
16番 藤川 剛

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚
事務局 次長 藤原 卓司
主 任 菅原 雅慶
主 任 糸川 剛史

5. 書 記

副 主 任 安藤 かほる

6. 議 題

議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 6号 非農地証明願いの件について
議案第 7号 非農地通知の件について
議案第 8号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会4月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。年度が替わって初めての総会となります。2月から3月にかけて雨が非常に多く、なかなか農作業が進まなかったのではないかと思います。ここ最近は天気が回復し、耕運作業がやっとできたという声も聞こえております。早期コシヒカリにおいては明後日くらいから田植えが始まる状況ではないでしょうか。そういったお忙しい中、本日はご出席いただきありがとうございます。私たちの任期もあと1年となりましたが、地域計画の策定の仕事が残っております。それも踏まえて研修会も予定しておりますので、ぜひ皆様に出席していただきたいと思っております。本日の案件は多くありませんが、皆様方のご協力により議事進行がスムーズに進みますようお願い申し上げます。お礼の挨拶に代えさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。ただいまの出席農業委員は24名で、定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。
それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会4月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号11番 三宅 幸一 委員、議席番号16番 藤川 剛 委員のご両名をお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号31号を朗読 〕

以上31件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号31号の31件の報告事項は、異議なしと認

めます。次に進ませていただきます。11ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号4号を朗読 〕

以上1件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

18番(推進委員) 議案第1号、議案第2号含めて、労力不足や高齢化で農地の返還があった場合、農地をそのままにしてしまうことが多いのではないかと思います。次の借手がいない農地について、事務局で何らかの対応はありますか。農地機構への登録の案内もあわせて進めていただければと思います。

事務局 次の貸し借りのめどがついていない農地については、香川県農地機構などへつなぎながら対応していこうと思います。

議長 ほかにご意見、ご質問等ありませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の4件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。13ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。なお、番号11号及び番号14号は申請者から取下の申出がありましたので議案から削除させていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号10号、番号12号から番号13号、番号15号から番号17号を朗読 〕

以上15件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

6番 番号1号について説明します。譲渡人と譲受人は親子で、申請地では現在ハウスイチゴを栽培していますが、その生前部分贈与のための申請です。

周辺農地等の影響もなく問題ありませんので、ご審議よろしくお願いたします。

3 番 番号2号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。譲渡人は高齢となり農地の管理が難しくなったため譲受人に話をしたところ、今回の売買が成立しました。譲受人は常時農業に従事しており、所有農地はすべて耕作しており、申請地では水稻を作付けする予定です。周辺農地への影響もなく問題ありませんので、ご審議よろしくお願いたします。

9 番 番号3号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。申請地は譲受人宅に隣接しており、数年前から譲受人が管理していましたが、今回無償で譲り受けることになったものです。近隣農地や水利組合の同意も得ており、問題ありません。ご審議のほどよろしくお願いたします。

10 番 番号4号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。申請地は譲受人宅の近所にあります。申請地は譲受人の父が長年にわたって耕作していたことと、譲渡人宅から離れていることで譲受人に譲渡の話をしたところ、今回の申請となりました。現地を確認したところ作付けはされておりましたが、今後譲受人が菜園場として使用する予定です。水利組合の同意も得ており、周辺農地への影響もありません。ご審議よろしくお願いたします。

12 番 番号5号について説明します。譲渡人は市外在住で、農地を管理することが難しくなっていたところ、経営規模拡大を目指す譲受人と話がまとまったものです。水利組合の同意も得ており、周辺農地への影響もありません。ご審議よろしくお願いたします。

14 番 番号6号について説明します。申請地は、数年前から譲受人が借りて耕作していました。譲渡人は後継者もなく農業が難しいことから、今回の申請となったものです。譲受人は兼業農家として野菜を栽培する予定です。現地を確認したところ、レタスやブロッコリーが作付けされておりました。番号7号から番号10号については、譲受人が同じ方なので一括して説明させていただきます。番号7号については、もともと譲渡人の親族が譲受人の会社に勤めていたことから話がまとまりました。番号8号から番号10号については、譲受人の希望により売買が成立したものです。現地を確認したところ、適切に管理されていました。以上5件、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしくお願いたします。

18 番 番号12号について説明します。譲渡人は県外在住であり農地の管理が難しいことから、申請地の管理を行っていた譲受人と売買を行うものです。現地を確認したところ、トウモロコシやジャガイモが栽培され適切に管理されております。周辺農地の影響もなく問題ないと思います。ご審議よろしくお願いたします。

19 番 番号13号について説明します。譲渡人は農地を相続しましたが、農業廃止を考えていたところ、新規就農予定である譲受人と話がまとまったものです。現地を確認したところ、綺麗に整地されている状態です。周辺農地への影響もなく、問題ないと思います。ご審議よろしくお願いたします。

す。

20 番 番号15号について説明します。譲受人は苗の栽培を行っており、接ぎ木をした苗を植える土地を探していたところ、譲渡人と話がまとまったものです。現地を確認したところ、トラクターが入って整地され、苗を植える準備が整っていました。周辺農地への影響もなく、問題ないと思います。ご審議よろしくお願いたします。

19 番 番号16号について説明します。譲渡人と譲受人は親族で、申請地は元々譲受人が管理していた農地だったことから、今回譲渡を行うことになったものです。譲受人はミカン農家で、申請地もミカン畑として適切に管理されております。周辺農地への影響もなく、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願いたします。

1 番 番号17号について説明します。譲渡人と譲受人は近所に住んでいます。申請地では、現在栗や孟宗竹、ワラビなどが植えられています。譲渡人の体調がすぐれず農地を管理することが難しくなったため、今回譲受人に譲渡することとなったものです。申請地では、今後柑橘類の栽培やタケノコ畑として管理していく予定です。辺農地への影響もなく、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号、番号12号から番号13号、番号15号から番号17号についてお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号、番号12号から番号13号、番号15号から番号17号の15件は、適当と認めます。次に進ませていただきます。17ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号を朗読]

なお農地区分につきましては、番号1は第2種農地に該当します。本件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われま。ので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お

願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号の1件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。18ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号から番号3号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号3号の3件につきまして、ご説明いたします。

[議案第5号 番号1号から番号3号を朗読]

なお農地区分につきましては、全て第2種農地です。

以上3件につきましては、営農条件および市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する、一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。ご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。

3 番 番号1号について説明いたします。こちらにつきましては、併せ利用地に市営住宅が建っておりますが、県道の拡幅工事による市営住宅の建て替え工事のための申請です。周辺農地や水利関係の同意も得ており、問題ありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

1 2 番 番号2号について説明します。譲渡人は市外在住で、農地の処分を考えていたところ、建築業者である譲受人が申請地を資材置場とするため、話がまとまったものです。周辺農地や水利組合の同意も得ており、問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。

1 6 番 番号3号について説明します。譲渡人が規模縮小を考えていたところ、運送業を営む譲受人と話がまとまり今回の申請となったもので、今後は駐車場として使用する予定です。現地を確認したところ、現在は何も耕作されておりません。水利組合の同意も得ており、周辺農地への影響もなく問題ないと思われまます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号3号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号3号の3件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。19ページをお開きください。議案第6号「非農地証明願いの件について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号「非農地証明願いの件について」ご説明いたします。

[議案第6号 番号1号から番号2号を朗読]

非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準によりますと、番号1号は「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設(農道、水路等)の用に供する場合」、番号2号は、「農地法の施行前から引続き非農地であったもの」に該当すると判断されます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、続けて担当委員さんから順次説明をお願いします。

3 番 番号1号について説明します。現地を確認したところ、数年前から農道として活用しておりまして、非農地と判断することに問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

9 番 番号2号について説明します。現地を確認したところ、申請地は昭和25年より以前から納屋が建てられており、農地ではないと考えられます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第6号「非農地証明願いの件について」番号1号から番号2号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第6号「非農地証明願いの件について」番号1号から番号2号の2件については適当と認め、非農地証明書を交付することと決定いたします。次に進ませていただきます。20ページをお開きください。議案第7号「非農地通知の件について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号「非農地通知の件について」を説明いたします。

[議案第7号 番号1号から番号4号を朗読]

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願いします。

6 番 番号1号について説明いたします。現地を確認したところ山林原野化しており、農地に復元することは困難と思われるので、非農地通知が妥当と思われる。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

9 番 番号2号について説明いたします。現地を確認したところ、申請地への道に木が倒れて侵入するのも難しく、山林原野化しております。農地に復元することは困難と思われるので、非農地通知が妥当と考えます。ご審議よろしくお願いいたします。

15 番 番号3号について説明します。現地を確認したところ雑木と竹林が生えており、周辺農地も同様の状態となっていました。農地に戻すことは困難と思われるので、非農地通知が妥当と思われる。ご審議よろしくお願いいたします。

16 番 番号4号について説明します。所有者は以前から体調を崩し、現在は県外に引っ越しています。申請地は10年ほど前から放置されている状態で、現地を確認したところ農地として復元することは難しいと思われるので、非農地通知が妥当と思われる。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員さんからの説明が終わりました。何かご質問はございませんか。

18 番 (推進委員) 山林になると農業委員会の管理から外れることとなりますが、荒れている状態だと農業委員や推進委員に地元から話があるかもしれません。可能な限り、所有者の方に今後の管理のことも確認いただきたいと思います。

議 長 ほかにご意見、ご質問等ありませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第7号「非農地通知の件について」お諮りをいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第7号「非農地通知の件について」番号1号から番号4号の4件につきましては対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することとさせていただきます。次に進ませていただきます。22ページをお開きください。議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。22ページから62ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数76件、面積13.2ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては63ページから77ページまでとなっております。農地の管理者から香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は23件であり、面積は8.7ヘクタールとなっております。以上、利用権の設定計99件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります、すべてにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることの、3つの要件を満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」は99件すべて適当と認め、決定といたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 令和6年度三豊市農林水産課補助事業関係について
2. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について(通知)
3. 令和5年度三豊市農業委員会事業実績について

4. その他

(1) 5月定例総会について

日 時 令和6年5月20日(月)午後1時30分

場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
5月7日(月)	危機管理センター1階 打合せコーナー1	高瀬町:石井 徳和	高瀬町:香川 雅雄
		山本町:大橋 正幸	財田町:堀江 博

(3) 今後の予定

月 日	会議名等	開催場所
5月16日(木) 午後1時30分~	農業委員・農地利用最適化推進 委員研修会	みとよ未来創造館 3階ホール

(4) 配布物

- ・三豊市農業委員会事務局職員名簿・事務分掌
- ・地域計画リーフレット

閉 会 【 午後 3時30分 】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____